

平成30年 5月 1日

協会員各位

一般社団法人 太田労働基準協会長
館林労働基準協会長
大泉労働基準協会長

産業用ロボット取扱に係る業務特別教育開催のご案内

労働安全衛生法第59条の規定に基づき、産業用ロボットの取扱(教示等)業務に労働者を就かせる時は、事業者はその者に対して当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことになっております。当協会では、特別教育(学科及び実技)を下記により計画致しました。貴事業場におかれましても、更なる災害防止を図るため対象者の受講をお勧め致します。尚、受講修了者は修了証を交付致します。

記

1. 開催月日と会場

	月 日	時 間	会 場
学 科	6月23日(土)	午前9:00～ 17:00	太田労働基準協会 2F研修室
実 技	6月24日(日)	午前9:00～ 12:00	(株)SUBARU 群馬製作所 本工場 ロボット訓練所

2. 募集人員 80名

3. 受講料 会員 14,500円 内訳 14,500円(内消費税 1,074円)
テキスト代 無料
非会員 16,444円 内訳 14,500円(内消費税 1,074円)
テキスト代 1,944円(内消費税 144円)

4. 申込締切日 定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。

5. 申 込 先 (一社)太田労働基準協会 TEL.0276-46-5774・fax.0276-46-1544
館林労働基準協会 TEL.0276-72-8890・fax.0276-70-7622
大泉労働基準協会 TEL.0276-62-4334・fax.0276-62-3619

6. その他 ・申込書に記入する際、氏名、生年月日、現住所は誤りの無いよう本人が確認の上、受講料を添えて本人または代理人が持参してください。
ふりかな押印も忘れずにお願い致します。
・申込後は、受講料、テキスト代は返還しません。
・実技講習は、ヘルメット、軍手、安全靴を着用してください。

7. 注 意 遅刻は認められませんので、ご注意ください。

以上

産業用ロボット取扱に係る業務特別教育申込書

実施管理者
確認欄

受講番号	氏名(ふりがな)	生年月日		住所
		昭和・平成 年 月 日		現住所
	印	性別	男・女	TEL
		昭和・平成 年 月 日		現住所
	印	性別	男・女	TEL
		昭和・平成 年 月 日		現住所
	印	性別	男・女	TEL
		昭和・平成 年 月 日		現住所
	印	性別	男・女	TEL
		昭和・平成 年 月 日		現住所
	印	性別	男・女	TEL

* 受講番号は記入しないでください。

連絡担当者名() TEL _____

上記の者は、特別教育を必要としますので申込みます。

事業場名
所在地
代表者

印

* 下記申込方法の該当項目の□内に、レ点を入れて提出してください。

会員、 県内の他協会(協会名:)、 非会員

(一社)太田労働基準協会会長殿
館林労働基準協会会長殿
大泉労働基準協会会長殿